

# 農 - みのり -



## 一 経営所得安定対策等への加入のご案内

平成29年度 経営所得安定対策及び水田フル活用は、米の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、水田活用の直接支払交付金により、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指しています。

### 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件は課しません）】  
【交付単価は29年産～31年産まで適用】

【数量払】

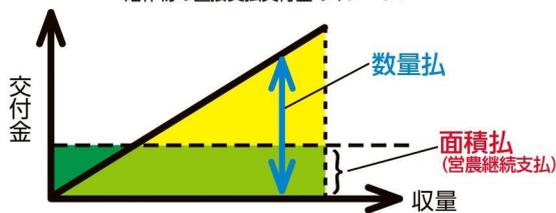
交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,890円/60kg	てん菜	7,180円/t
二条大麦【水田・畑地】	5,460円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/t
六条大麦【水田・畑地】	5,690円/50kg	そば【水田・畑地】	16,840円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	8,190円/60kg	なたね【水田・畑地】	9,920円/60kg
大豆【水田・畑地】	9,040円/60kg		

【面積払（営農継続支払）】

当年産の作付面積に基づき交付 **2万円/10a**（そばについては、1.3万円/10a）

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



### 水田活用の直接支払交付金

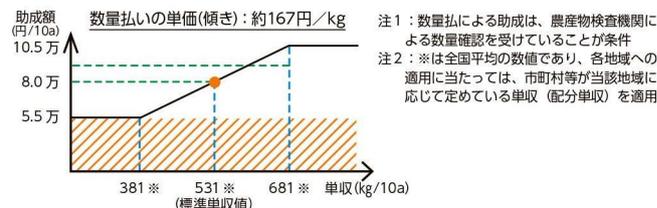
◇ 水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

<飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ>



【産地交付金】

◇ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

### 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

◇ 担い手経営安定法に基づく、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填（対策加入者と国が1対3の割合で拠出）

### 米の直接支払交付金

**7,500円/10a**

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施（30年産から廃止）

経営所得安定対策等の申請書の提出期限は6月30日（金）までとなっておりますが、JAへの提出は5月中旬までとさせていただきますので、最寄りの営農センターへご提出いただきますよう、よろしくお願い致します。



# 経営所得安定対策等交付金の 交付申請書 について

様式第1号A

## 経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣 殿  
経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日 平成29年 月 日

申請印 性別 生年月日

印 年 月 日

フリガナ  
氏名又は法人・組織名

フリガナ  
代表者氏名(法人・組織のみ)

(〒 - )

住所

経営形態  
 個人  
 集落営農(構成員 人)  
 法人

認定状況  
 認定農業者  
 認定新規就農者  
 集落営農(ゲタ・ナラシ対象)  
 認定なし

農業共済資格団体の適合  ある  ない

電話

FAX

E-mail

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和対策(ナラシ)」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。  
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等を記載してください。また、生産予定面積等に基づく拠出金を本年7月末までに納入する必要があります。

② 交付申請内容(29年度の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※28年度の申請状況は参考です。

交付金名→	米の直接支払交付金の申請		水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和対策(ナラシ)の申請	
	29年度の申請	□する □しない	□する □しない	□する □しない	営農継続支払	数量払	□する □しない	□する □しない
(参考)28年度の申請状況								

③ 交付対象作物の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物	交付対象作物の生産・販売の有無		共済への加入		交付対象作物	交付対象作物の生産・販売の有無		共済への加入	
主食用米	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	飼料用米	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない
小麦	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	米粉用米	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない
二条大麦	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	WCS用稲	□ある □ない			
六条大麦	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	加工用米	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない
はだか麦	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	飼料作物	□ある □ない			
大豆	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	そば	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない
てん菜	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	なたね	□ある □ない			
でん粉原料用ばれいしょ	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	□ある □ない	産地交付金の地域振興作物	□ある □ない			

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

調整水田等の不作付地の改善計画	登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について □ 同意する
市町村への申請状況 担当者記入欄(市町村の認定状況) □ あり □ ない □ 済 □ 未済	□ 変更なし □ 変更あり(新規)	

申請書につきましては、こちらの様式を使用いたします。必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

なお、記入方法等の詳細につきましては、4月に各地区にて開催予定の説明会にてお伝えさせていただきます。



**(注) 申請には提出期限がございます。期限に間に合わない場合は交付金の対象外となる場合がございますので、お忘れなきよう宜しくお願いいたします。**



### 【※重要 30年産以降の米政策の見直しについて】

■平成30年産以降の米政策の見直しについては、**減反の廃止ではありません。**平成30年産以降は、行政(国)による目標数値が示されなくなる、『生産数量**目標の配分の廃止**』です。

■今後は、県段階、地域段階、生産者段階で、**自主的に需要に応じた主食用米等の生産を考える必要**があります。

■需要以上に過剰に主食用米を生産すれば、販売価格が下落し、結果的に農業所得の減少が予測されるため、**今後も生産調整は必要であり、「需要に応じた米作り」が今後も重要です!!**

ホームページもご覧ください。  
<http://www.ja-tsuage.or.jp>

**JA津安芸 営農対策部 営農企画課**  
三重県津市一色町191-2 ミーユ  
電話: 059 (229) 3502  
FAX: 059 (229) 3518

